

令和6年8月26日

日本教育大学協会  
会長 國分 充 殿

日本教育大学協会  
全国家庭科部門 代表 野中 美津枝  
全国家庭科部会 代表 直井 裕 紀  
日本家庭科教育学会 会長 工藤 由貴子

**初等中等教育における「家庭科」教育の役割の明確化と環境基盤の充実を要望します  
—ウエルビーイングの実現に向かう学びを保障するために—**

次期学習指導要領改訂に向けた議論及び昨今の技術科の動向を踏まえ、日本教育大学協会全国家庭科部門および同全国家庭科部会は、家庭科単独による要望書の提出の必要性を認識し、日本家庭科教育学会と共同で要望書を提出する。

家庭科は、小学校、中学校\*、高等学校を通じて必履修教科として置かれ、家族や乳幼児・高齢者、地域の多様な人々と関わりつつ児童生徒が生きるために必要な知識や技能を習得し、自立した生活者として社会に参画していく力量を形成し、ウエルビーイングの実現を目指した生活を創造する学びを保障している。（\*「技術・家庭」家庭分野）

しかしながら、このような状況に対応するための授業時数・単位数が確保されておらず、ニーズに応えられるような体制が整っているとは言い難い現状がある。児童生徒の学ぶ権利を保障し、より効果的な家庭科教育の実現を目指して、以下のとおり要望する。

- 要望1 家庭科が「生活を軸とした一貫した必修教科」として小・中・高等学校の児童生徒の発達段階のすべてにおいて継続的に保障されること**
- 要望2 中学校「技術・家庭（家庭分野）」では各学年35単位時間、高等学校「家庭」4単位を確保する**
- 要望3 教科の普通免許状を有する専任教員を配置する**

**要望1 家庭科が「生活を軸とした一貫した必修教科」として小・中・高等学校の児童生徒の発達段階のすべてにおいて継続的に保障されること**

これまで家庭科は、ジェンダー、消費者、子供、食育、金融教育、人生100年時代への対応等々、日本社会の重要な課題に向き合い、児童生徒に、新しい社会を切り拓く力の源となる知識や技能を届けてきた。我が国が今後目指すべき社会として示された Society 5.0 では、その社会像は「持続可能性と強靭さを備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現する社会」（第6期科学技術・イノベーション基本計画）と表現されている。このウエルビーイングに目を向けると、乳幼児期から高齢者に至る他者との関わりや健康・安全な生活に必要な基本的な知識や技能を、理論に基づき、科学的、客観的に学校教育で学ぶことの重要性はなお一層高まっている。その学びは、人が成長・発達し新たな共生社会を構築するため、また科学や文化を創造していくためにも不可欠なものである。これからのデジタル化、DXの時代を真に人間らしい社会にするために、生活者の視点からウエルビーイングを提案し、実践していく家庭科の学びは、社会を担う人材育成に欠かせない。

これから100年近い人生を歩むことになる児童生徒たちが、紆余曲折に富む一生のウエルビーイングを保ち、主体的に生きるためには、その時々の発達段階に応じて自らの生活の中から問題を見出し、設定した課題を乗り越えるために必要な知識や技能を学び取る必要がある。そのためには、家庭科が今後も

小・中・高等学校の全段階で必履修教科として保障され、さらに時間数、内容ともに、より一層充実した形で提供されなければならない。すでに、現行学習指導要領で、家庭科の学習内容は、小・中・高等学校のいずれも、統一の枠組み、すなわち「家族・家庭生活」、「衣食住の生活」、「消費生活・環境」の3つで構成されている。児童生徒の成長・発達段階に応じて視点や内容の深化が図られており、どの学校段階でもすべての学習内容を系統的に学ぶことが必須である。

また、教育課程全体を捉えると、家庭科はいうまでもなく、学習目標と内容を備えた普通教科である。人の生活を軸に包括的にとらえ、系統性、順次性のもとに学習内容が構成されており、子供が生活の課題に向き合い、探究的に問題解決する学びを保障している。各教科の学びを横断的・総合的にとらえて探究的に学ぶ、例えば「総合的な学習（探究）の時間」とはその性格や位置づけが異なることを改めて確認する必要がある。

学校教育法に謳われている「生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。」（学校教育法第二章第二十一条の四）を保障する家庭科の教科としての枠組みと時間確保が必要である。

## **要望2 中学校「技術・家庭（家庭分野）」では各学年35単位時間、高等学校「家庭」4単位を確保する**

家庭科は生活者の視点からウェルビーイングを追究する力を育む教科である。学んだことが実際に生活の中で生きる力となるためには、実践的・体験的な学習を通して知識や技能を習得し、学んだ知識や技能を生活の課題解決のために活用する思考力、判断力や、主体的に実践しようとする態度の育成につながる必要がある。そのためには協働的に意見を交わして学んだり、実際に人やものや環境と関わったりする直接体験が不可欠である。しかしながら、現状ではそのための十分な授業時数が確保できていない。

中学校段階のみ技術分野と家庭分野が一つの教科としてくくられ、授業時数が大幅に削減され、児童生徒に必要な学習が保障されないという重大な問題が生じている。中学校「技術・家庭（家庭分野）」では、各学年35単位時間を要望する。更に、高等学校「家庭」は、平成11年の学習指導要領改訂で選択必履修科目として2単位の「家庭基礎」が登場したことにより、それまでの4単位必修から「家庭基礎」の選択が可能となっている。家庭科教育の重要な柱である実践的・体験的な学習形態の授業は「家庭基礎」2単位では難しい。新しい価値を創造し、社会変革に向かう児童生徒の育成が社会をあげて目指されている今日、その源となるのは、自らまわりの環境に働きかけ、他者と共に生活をより良く工夫する日々の実践の積み重ねである。生活のあらゆる場面での体験を重んじながら、それを様々な場面に応用していく家庭科における実習・実験・体験等の重要性を前提にした、現実的な授業時間数の確保を要望する。

## **要望3 教科の普通免許状を有する専任教員を配置する**

中学校「技術・家庭」では、免許外教科担任や非常勤講師を含む複数校兼務（他校兼務）が少なからず認められ、高等学校「家庭」においても複数校兼務が多数存在する。令和4年度の調査では、中学校では教科別の免許外教科担任の許可件数は全体で6323件、そのうち技術科が2024件、家庭科が1887件と「技術・家庭」で半数以上を占めている。技術科については、すでに文科省から技術科教員の充実の通知が出されているが、家庭科も同じ事情である。同一教科でありながら、分野間の著しい不公平を見過ごすのは問題である。

生徒には担当教科の専門性をもった教員から学習することが保障されるべきである。特に、実験や実習を行う際には、計画、準備、安全性の確保等のため、知識や技能を十分に有する専任教員が配置されることが必要である。担当教科に関する知識や技能を十分に有する専任教員が配置されない場合、安全面がないがしろにされ、重大な学校事故が発生しかねない。中学校「技術・家庭」、および高等学校「家庭」を担当する家庭科の普通免許状を有する専任教員を各校に1名以上配置することを強く要望する。